# 平成25年第3回北海道議会定例会 代表質問 再質問

年月日 平成25年9月13日(金) 質問者 民主党・道民連合 高橋 亨 議員

質 問 答 弁

## 一 道州制について

道州制を検討するに当たっては、東日本大震災以来、2年 半を経過しても収まらない東北3県の状況を踏まえても、な ぜ今、道州制を検討する時期なのかが明らかにされなければ なりません。

その上で、地方分権改革を推進した場合との比較、自治立 法権、政令都市などの大都市と道州との関係、地域による歴 史と文化の違い、知事が言われた基礎自治体の地域間格差な ど、どのように解消するのか課題は山積です。

与党は道州制の導入を公約したことから、道州制推進基本 法を臨時国会で制定し、道州制推進本部、道州制国民会議を 設置、3年かけて国民的議論を行い、その後2年をめどに必 要な法的措置を講ずるとの考えを示しましたから、もうすで にスケジュールは動いております。

179市町村を擁する北海道は、他の都府県とは違った性格を有しています。道州制に関わっては、総合政策部地域主権局が、これまで、権限移譲などを中心とした取組を行って参りましたが、今後は、組織を改編、あるいは発展的にリセットして、新たな道庁横断的な検討組織を構築し、国の動きに関わる様々な課題に対応すべきではないかと思いますがいかがでしょうか。

## 二 集団的自衛権について

知事は、集団的自衛権につきまして、これまでの内閣法制局の判断と同様に、保有してはいるが行使は出来ないという見解に立たれていることを確認させていただきました。

一方、日米安保条約の、米国は一方的に日本に対し防衛義務を有し、日本は米国を防衛する義務を有しないという片務性につきましては、見解を明らかにしませんでした。日米共同訓練が道内でも行われている訳ですから、安保条約、地位協定を国政の場に丸投げすることはできません。ご存じの通り米軍は世界最強の軍隊であり、この度のシリアの化学兵器問題でもその威圧力を存分に発揮をいたしました。

一方この2月、安倍首相が訪米時に集団的自衛権について 検討を始める旨をオバマ大統領に伝えましたが、大統領はア メリカの一番重要な案件は経済問題だと述べ、会談後の共同 記者会見も行いませんでした。

このことを見ても、米国は集団的自衛権を強く望んではおりません。

あらためてお聞きをします。知事は集団的自衛権の行使容認派ですか、それとも行使反対派ですか、お聞きをします。

## 三 秘密保全法について

秘密保全法に関わる特別秘密を扱う関係者は適性評価をクリアした者に限ることから、本人だけではなく、家族や恋人などの身辺についても調査を行って適性かどうかを判断することになります。

これには公務員だけではなく、防衛産業や原発の他、国の 事業の委託先、大学の研究者、国の諮問機関委員など、幅広 い分野の人が対象になります。

## (知事)

道州制への対応についてでありますが、道では、分権型社会の実現に向けて、これまでも、権限移譲や広域連携、道州制などを担当する組織を設け、対応してきたところであり、今後とも、道州制や分権改革に関する国の議論や検討状況をも注視しながら、適切に対応して参る考えであります。

#### (知事)

集団的自衛権についてでありますが、我が国の安全保障に関わる集団的自衛権の行使については、様々な意見があるものと認識をしておりますが、私といたしましては、このことについては、国民への説明とともに、国政の場で議論を尽くすべき問題であると考えております。

## (知事)

特定秘密の保護に関する法律案についてでありますが、現在、政府における検討に当たっては、法案に対する国民からの様々な意見を踏まえ、国民の知る権利や取材の自由等を十分に尊重するとの総理大臣の発言があったところであり、私といたしましては、憲法で保障された国民の基本的人権を不当に侵害することのないよう、十分な検討をしていただきたいと考えております。

故意か過失かは別にして、酒の席などで話してしまった、 聞いてしまった、これで犯罪者となるわけでございます。

何と息苦しい社会になることでしょう。親しい人にも気は 抜けないということになります。国会議員は立法権を有し行 政を監視するのがその使命です。法では政務三役も対象とな ることなどを考え合わせますと、この法を盾に質問に答弁を しないことが頻繁に起こるでしょう。どこかの議会と似てい るような気がします。

これは国会においての議員の審査権、調査権を制限するこ とになります。これまで時の政府が秘密にしてきた事案を調 査し、国会において質して、国民に明らかにしてきた事案も 数多くあり、そのことで内閣が交代した例も多くあろうと思 いますが、この秘密保全法が制定されれば、政府の都合の悪 いこと、行政の都合の悪いことは、特別秘密に指定され、こ れを議員が調査すると犯罪となってしまいます。これでは議 員の行政の監視義務が果たせないことになります。

また地方の自治体が国の特別秘密にふれる事も出来なくな り、原発に関わる情報や矢臼別の誤射事件なども自治体に情 報提供されないことが想定されます。これは自治体にとって も由々しきことであり、あらためてご答弁の中にあった知事 の懸念を国に表明すべきではないかと思いますが、いかがで しょう。

## 四 福島原発高濃度汚染水について

東日本大震災以来2年半、復興が思うように進まない中で 被災地の方々に重くのしかかっているのが、福島原発の汚 染水問題です。

現地での事態の収拾が全くできていない中で、オリンピッ ク招致活動で「東京は安全」という説明が繰り返され、安倍 首相から「状況はコントロールされている」、「汚染水は原発 湾内で完全にブロックされている」、という発言があったわけ ですが、後日、官房長官から釈明がありました。東電や国が 流出などの事態を隠蔽してきたことが、不信と不安を招いて いるにもかかわらず、国が全面に立つから大丈夫だという説 明だけでは何の説得力ももちません。

海洋への高濃度汚染水流出を食い止めることこそが急務で あり、北海道としても国に早急にかつ確実な対応、対策を要 求すべきだと考えますが、知事の所見を伺います。

## 五 今後のエネルギー政策について

次に、エネルギービジョンについてです。質問でも申しあ げましたとおり、北海道は脱原発の視点に立った「北海道省 エネルギー・新エネルギー促進条例」を活かし、「北海道省工」の検討を行っていると理解をいたしております。 ネ·新エネ推進会議」の活用などによって、道民や事業者、 学者や消費者も巻き込んだ「北海道エネルギービジョン」を 一日も早く策定すべきです。

原発が停止している今こそ、十年先、二十年先を見据えた 北海道独自のエネルギー政策に係わるロードマップ、工程表 を道民の前に明らかにすることが、知事の果たすべき役割で あると考えます。

改めて知事の所見を伺います。

## 六 電気料金値上げについて〈指摘〉

電気料金について、指摘をいたします。

道のアンケート調査からも、電気料金値上げによって、一

## (知事)

今回の汚染水の流出により、韓国政府が水産物の輸入規制 等を行うことを公表し、本道への影響も懸念されることから 、昨日、副知事を上京させ、水産庁長官に対し、科学的根拠 に基づいた冷静な対応と輸入規制の解除を韓国政府に強力に 働きかけるよう要請をし、水産庁長官からは、要請を踏まえ 、韓国政府に対し、強力に申し入れをする旨の回答を得たと ころであります。

私といたしましては、今後とも、道内の必要なモニタリン グを行い、国内外に対し正確な情報を公表・発信をし、地域 としての安全性をアピールするとともに、国に対し、事態の 収拾と被災地の復興に向け、万全の対策を講ずるよう要請し てまいる考えであります。

## (知事)

エネルギー政策についてでありますが、現在、国では、今 後の責任あるエネルギー政策の構築に向け、新たな基本計画

道においては、こうした国の動きも勘案しながら、新エネ ルギーの導入拡大に向けて、その課題や今後の可能性などに ついて、検討を行うとともに、省エネ・新エネ促進行動計画 に基づき、新エネルギーを本道の主要なエネルギー源の一つ としていくことを目指して、各般の施策を推進をしていると ころであります。

次産業、商工業、医療・福祉分野など、道内企業に大きな影響を及ぼすことは明らかであり、また依然として個人消費が低迷する中、家計へのさらなるしわ寄せも懸念されます。道内経済、道民生活へ与える影響を最低限にとどめる必要があるわけですから、道はあらゆる角度から万全の対応策をとられるよう強く指摘しておきます。

### 七 TPPについて

国からの情報提供に関して、知事は「守秘義務が徹底されていることから、交渉内容は言えないという事実よりも、ルールを守りながらどのように情報を出していくか工夫をしたいという言葉を信じて、引き続き情報提供を国に求めていく」と答弁されました。政府の行動を信じ、情報提供を求めていくという姿勢ですが、具体の情報を得ることが困難である以上、もはや道民合意を得るすべはなく、TPP交渉には断固反対という姿勢に切り替えるべきであろうと考えますが、知事の明確な決断を伺います。

そして、TPPがどうなろうと、北海道の一次産業や北海 道経済、道民の生活は責任をもって守るという決意を明らか にしていただきたいと思いますが、如何でしょうか。

#### 八 道内経済の現状認識について

次に経済対策についてです。道内各地域から「景気の回復が実感できない」「アベノミクスは既に先行きが不透明だ」との声については先ほど話しましたが、多額の公共事業費の投入は有効求人倍率の改善につながっていますが、これは一方で、国や道など地方自治体の借金が上積みされるということになるわけで、これは地方交付税の削減、社会保障費の増加などが道内自治体財政に暗い影を落とし、北海道が厳しい経済状況に追い込まれたかつての経済政策の再現になるとの危惧を抱かざるをえません。加えて、成長戦略の一環として、あってはならないTPP参加による北海道経済への悪影響が懸念されますし、電気料金の値上げや消費税の増税の影響も視野に入ってきます。

知事は、民間企業との連携を強め、国の施策も活用しながら、食や観光、ものづくり産業の振興に努め、自立型経済構造の実現を目指すとしていますが、これでは、新しさや具体性に欠け、見通しも立たず、危機感も感じられません。

答弁は消費税率の引き上げについて、中小企業の競争力強化などの地域経済の好転を図ったうえで実施するよう国に要請すると、相変わらず、国任せ、国頼みの答弁でした。

道として、これらの厳しい局面を乗り越え、景気回復にどのように取り組もうとするのか所見を伺います。

## 九 産業振興ビジョンについて

産業振興ビジョンにおける目標の達成状況について伺いましたが、26年度の実績値を目標としている指標では、商店街の空き店舗数や商談会における国内新規成約数、観光客入込数などで基準値を後退あるいは基準値を下回った厳しい結果が示されたことにつきまして、震災の影響や円高、デフレが理由だという説明がありました。

それならば、震災の影響をどう乗り越え、円高、デフレに どのような対策を講じて、目標を達成しようとされるのか、 具体的な対応をお聞きいたします。

## (知事)

TPPについてでありますが、私といたしましては、我が国のTPP交渉参加に当たり、政府に実現を求めた「農林水産物の重要品目の関税撤廃を認めない」などとする国会決議は大変重いものであり、今後、分野別会合や二国間協議が進められていく中、政府においては、この決議を十分に踏まえ、万全な対応を行う必要があると考えております。

私といたしましては、今後とも、関係団体と連携しながら、農林水産業をはじめ、本道の産業や道民の暮らしを守るという揺るぎない決意でしっかりと対応してまいる考えであります.

#### (知事)

経済活性化に向けた取組についてでありますが、本道経済が持ち直しの動きを見せる中、今後、電気料金の値上げや、消費税率の引き上げによる、本道経済への影響も懸念されるところであります。

道といたしましては、予想される経済状況の変化を十分に 考慮し、企業などとの連携・協働による、民間活力の一層の 活用に努め、中小企業対策や雇用の場づくりはもとより、健 康、環境・エネルギーなど、成長が期待される分野の産業振 興に積極的に取り組んでまいる考えであります。

## (知事)

産業振興ビジョンの推進についてでありますが、道といたしましては、指標の進捗状況の検証はもとより、直近の経済動向を見極め、事業の実施や施策の検討に反映しながら、食や観光など本道の強みを活かした産業はもとより、企業誘致も含めたものづくり産業や本道のポテンシャルを活かした環境・エネルギー産業の振興により、ビジョンの目指す自立型経済構造の実現に向け、しっかりと取り組んでまいる考えであります。

問

## 十 最低賃金について

最低賃金ですが、今回15円の引上げを行いましたが、それでも全国都道府県で唯一生活保護受給との乖離の解消にはなりませんでした。

今回の引き上げが着実に履行されるために、道として努力 していただくことはもちろんですが、来年度に向けて全国唯 一の汚名を返上するために乖離の解消を求め、北海道労働局 や北海道地方最低賃金審議会への働きかけを強めるべきと思 いますが、知事の所見を伺います。

## 十一 農業・農村所得倍増目標10カ年戦略について

農業・農村所得倍増戦略ですが、これまでも農政部の総力 を挙げた農地の集積や6次産業化、輸出の促進に取り組まれ ていることは評価をいたします。

しかし、現在の取組を倍増することはこの先10年間で可能でしょうか。農業の所得は何となくわかりますが、農村の所得とは何を意味するのでしょうか。

生産農業所得は1980年には4,282億円、2011年では3,507億円で18%減となっておりますが、10年後には約7,000億円に増やすということになります。農家戸数は11万9,644戸が4万1,900戸と1/3になっているにも関わらずです。

さらに悪いことに農政部の算出では、TPPの影響での生産減少額は最大で4,762億円となり、併せて農家戸数の減少は2万3,000戸、交渉次第で数字は変わりますが、大幅なマイナスに転じるのは明らかであり、簡単な数学、いや算数です。

これだけの負の環境にありながら、それでも倍増できると お考えなのか。これまでも目標を高くして取り組んだものも あるようですが、実現しなければ絵に描いた餅であり、精神 論では説得力を持ちません。

本道農業・農村の所得が倍増となるならばその根拠をお示しください。

### 十二 道立北見病院について

次に道立北見病院についてです。

北網地域医療再生事業運営委員会や地域からは、高度医療の提供体制が求められており、道立北見病院の移転改築整備は、北網地域医療再生計画の中核的な事業に位置づけ、道立北見病院が積極的にその役割を果たせるようにするとのことですが、道立北見病院と日赤北見病院との間の機能の分担の協議、移転改築への基本設計なども含め、あまりにも短期間での取組みです。

また、道立病院として着実に高度医療機能が提供されなければならないのですから、医師や看護師の確保も必要です。 今後の一般質問、予特の場で明らかにして参りたいと思いませ

また、多くの投資をしながら計画どおりに展開しないといったことがないよう、知事としてしっかり取り組む必要があることは論を待ちません。

道立北見病院の日赤北見病院隣地への移転改築については、患者数の増加を通じた収益の改善を見込んでいるとの答弁でした。しかし、道立北見病院は、公立病院としての役割

#### (知事)

最低賃金についてでありますが、公・労・使で構成される 国の審議会において、毎年度の改定額について、答申がなさ れるものであり、本道の経済、雇用動向などを踏まえると、 今年度で生活保護費との乖離額を全額解消できる状況にない ことから、解消期間を一年間延長するとしたものであります

道といたしましては、食や観光、ものづくりなどの分野における成長力強化に向けた施策を展開することにより道内経済の活性化に取り組むとともに、各種支援策を通じて、道内企業の経営の安定化を図り、最低賃金の引き上げが図られるよう努めてまいる考えであります。

### (知事)

農業・農村の所得倍増目標についてでありますが、国は、 生産コストの縮減などによる農業所得の向上、さらには6次 産業の市場規模拡大などにより、今後10年間で我が国の農 業・農村全体の所得を倍増することを目指しているところで あります。

いずれにしても、道としては、こうした国の施策が、本道の実態に即したものとなるよう政策提案を行うとともに、北海道の持つ潜在力や強みをフルに発揮しながら、担い手の経営所得の安定や食の総合産業化などに向けた取組を一層推進してまいります。

### (知事)

次に道立北見病院の収益等の見通しについてでありますが、この度の移転構想では、道立北見病院のオホーツク圏域における循環器・呼吸器疾患のセンター機能を充実強化するため、医育大学の協力のもと、医師2名の増員を図ることとしており、先進医療への対応などによる収益の増を見込んでおります。

また、北見赤十字病院との連携のもと、救急・急性期医療の体制整備や合併症患者への対応強化などにより、患者数の増加を見込むほか、費用についても、医薬材料費や施設管理経費の縮減を図るなど、収支の改善を見込んでいるところであり、私といたしましては、より一層の効率的な運営が図られるよう、引き続き協議を進めていく考えであります。

答

として、不採算部門も抱えており、厳しい側面も留意しなければなりません。

いずれにしても、移転改築整備に際しては、診療収入の増加による確実な増収を見込む計画は大前提の取組ですが、さらに赤字を解消し、増収による黒字化を目指さなければならないものであり、そのことを前提としているのか、改めてお伺いいたします。

## 十三 社会保障制度改革について〈指摘〉

社会保障制度改革について指摘をさせていただきます。 社会保障制度はすべての国民が健康で文化的な最低限度の 生活を営む権利を有するという憲法第25条で補償された生 存権を担保したものです。

これは必要充足応能負担であり、必要充足とは、人間らしい生活に必要なものを満たすこと、応能負担は能力に応じた 負担であり、併せて、社会保障の基本は、自助、共助ではな く、公助であります。

本来、国が行わなければならないものを、地方に転嫁し、ましてや、ボランティアなどに頼るものではないのです。

介護保険制度の見直しについて、知事からサービスの格差の拡大や、質の低下を懸念しているとの答弁がありました。

道内は現状でも介護格差が大きい地域であり、今回示されているような制度の見直しが行われれば、さらに格差が拡大し、地域での介護の質が低下するのは明白です。

一方、利用者や地域の懸念を和らげるためには、医療との 連携なども不可欠となります。

整備が道半ばである、地域包括ケアシステムの充実など、道として、しっかり取り組むよう、指摘をいたします。

## 十四 JRの安全対策について

JR北海道はこれまでの事故を受けて、安全確保に向けた 取り組みを国交省に報告するとともに、外部有識者や専門家 の意見を取り入れた徹底的な原因究明を行うとともに、11 月からダイヤの改正を実施することになりました。

一方、道も、道内交通ネットワークの柱である鉄道輸送の確保のために、JR北海道への更なる対応や、国を含めた関係機関への働きかけを積極的に行い、利用者の安全確保に尽力するとともに、途中経過の把握もしっかりと行うとのことですが、具体的にどのように取り組まれるのかお伺いします

また、JR北海道の安全確保における車両の更新や設備の 更新、また技術の継承などのための費用の確保も大前提となります。

このことについて道はどのように把握し、役割を果たそうと考えているのか、お伺いします。

## 十五 スポーツ振興について〈指摘〉

どの国も、開催国は最大のデレゲーションで臨みます。

従って、選手団も過去の派遣団に比較して例のない数の選 手数になることが想定され、北海道のアスリートにも多くの チャンスが巡ってくるものと思います。

また、東京オリンピックの開催が2014年開催のソチ、2018年開催の平昌(ピョンチャン)後の札幌オリンピックの誘致への期待を伺わせます。

道の今後のスポーツへの取組が、まさしく2015年のI OC総会で決定される、韓国・平昌(ピョンチャン)後の開

# (知事)

JR北海道の安全対策についてでありますが、重大事故が 相次ぐ中、道では、確実な再発防止策を重ねて申し入れてい るところでありますが、安全対策を徹底するためには、車両 などの整備や人材の育成などを着実に推進することが必要で あります。

このような中、JR北海道においては、昨年11月、10年間で1, 300億円を投入し、車両や施設の更新などを行う計画を策定し、さらに、本年7月には、車両の老朽化対策等の早期実施についても検討を開始したところです。

このため、道では、本年8月に、JR北海道への更なる支援を道選出国会議員に要請したところであり、今後とも北海道運輸局との連携を密にして、JR北海道の取組の進捗状況などを見極めながら、国への要請など、必要な対応に努めてまいる考えであります。

催地誘致にインパクトを与えるものと思います。

そういう意味から、スポーツに対する知事の思い入れが大事になってくるということを改めて指摘をさせていただきたいと思います。

## 十六 特別支援学校の配置について

先ほどお聞きしました、特別支援学校の質問でございますが、これまでの委員会での答弁等を含めて少し後退したような気がするわけですが、再度、このことについて、お伺いさせて頂きたいと考えます。

#### 十七 新たな高校教育に関する指針について

新たな高校教育に関する指針について、国の施策の動向、 社会の変化や時代の要請を踏まえ必要に応じて見直しを図る との答弁でしたが、残念ながら学級編制基準の改正など国の 考え方が施策のスタートとなっいるのが現実です。

全国一律の発想に限定されていては、本道の独自性の発揮 はできませんし、道外では容易に理解できない面積の広大さ から来る通学の困難さなどが、ますます増すばかりです。

そうした中で、募集停止や再編は避けて通れないと言い切る教育長の言葉は、悩み苦しむ地域の生徒・保護者にとって、道教委に突き放されたのではないかと感じ、極めて冷たく聞こえるものとなるのです。

将来の北海道や、地域の発展に貢献できる人材の育成のためには、地域の強みを活かした小学校や中学校の教育の在り方も踏まえ、地域の子どもたちに持続可能な高校教育をどのように保障していくかという視点で、道がリーダーシップを図るべきと考えます。

少子化が今後も進み15歳人口は減少の一途をたどります。都市部であってさえも再編統廃合しなければならず、地方においては振興局単位で高校が1校もないという現実の問題が表出しようとしております。

そのことも視野に入れた将来に向けての指針の見直しについて、教育長の所見を改めてお伺いをいたします。

## 十八 遠距離通学費等補助制度について

通学費等補助制度については、激変緩和措置であり、期間 延長や地域拡大は困難との答弁でした。

しかし、急ピッチで学校の統廃合を進める理由の一つは道の財政面もあるわけで、道の都合が生徒や地域に押しつけられているということも言えます。

また、地域における通学の足であるバスや鉄道の運賃が高額であることも承知と思います。地域が統廃合を受ける条件としての制度ではありますが、統廃合が決まったときの中学生までで、その妹や弟には制度が適用されない。その子たち

### (教育長)

特別支援教育についてでありますが、障がいのある子どもの教育につきましては、障がいのある者と障がいのない者が共に教育を受けるという理念と方向性に基づいて進めていくことが求められており、特別支援学校、特別支援学級、通常の学級、いずれの教育の場におきましても、子どもたちが能力や可能性を伸ばし、自立や社会参加が図られるよう、一人一人の教育的ニーズに応じた専門性の高い教育や指導、支援を受けられる体制を整備し、きめ細かな教育を推進するなど、豊かな教育を保障する観点からも、学ぶ場において差別等が生じないよう努めることが大切であると考えております。

弁

道教委といたしましては、9月1日の学校教育法施行令の一部改正、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の趣旨を踏まえまして、適切に対応してまいる考えでございます。

### (教育長)

「新たな高校教育に関する指針」についてでありますが、「 新たな指針」は、国の施策の動向、社会の変化や時代の要請 を踏まえまして、必要に応じて見直すこととしており、国の 施策に大きな変化があった場合などには見直しを検討する考 えでございます。

こうした中、道教委では、これまで、この「新たな指針」に基づき、社会の変化などに対応し、地域を支え、産業を担う人材を育成するため、例えば、地元の農家や企業と連携をし、花き栽培などに取り組む学科や、環境保全などに取り組む学科の設置を進めてまいりました。

道教委といたしましては、高校教育を取り巻く状況の変化を見極め、保護者や地域の方々のご意見もお伺いしながら、地域特性等を踏まえた魅力ある高校づくりに努めてまいる考えでございます。

## (教育長)

通学費等補助制度についてでございますが、この補助制度 につきましては、これまでも、地域別検討協議会などでのご 要望を踏まえ、自己負担額を引き下げるとともに、支払い方 法を月ごとにするといった改善をしてきているところでござ います。

補助期間の延長等につきましては、制度創設時に想定しえなかった状況の変化などがない限り、難しいものと考えておりますが、今後とも、保護者や地域の方々のご意見もお伺いしながら、制度の運用改善に努めてまいる考えでございます

も中学を卒業すると高校に通学しなければならないにも関わらず、機械的に5年で打ち切るとはあまりにも血の通わない教育行政ではないでしょうか。

残念ながら対象地域の子どもの数も減っていくことですから、制度を維持したにしても道の予算は増えることなく、必ず減っていくわけであります。道民はこの教育委員会の判断をどのように受け止めるでしょうか。

教育長が激変緩和措置と言うのであれば、一気に制度廃止 というのではなく、金額についても徐々に漸減する手法もあ るのではないかと思いますがいかがでしょうか。

また、より一歩進めて、地域で高校教育を受けることへの 支援として、制度を再検討すべきと思いますが、教育長の所 見を伺います。

## 十九 学力向上について

学力テストについて、教育長は26年度までに全国平均以上という目標達成の姿勢を変えないとの答弁でした。その上で、目標達成に向けて、市町村や学校、保護者などと、これまで以上に連携して取り組むとの方針を示されましたが、点数至上主義、テスト受験技術至上主義の対応を学校へより強く押しつける、無理に無理を重ねる対策が懸念されています

塾に通わせることができない、塾が無いという地域による 放課後の教育環境や、世帯の経済的な事情や家庭環境から、 学力向上以前におかれている子どもたちも少なくありません 。北海道は就学援助を受ける小・中学生が全体の23%にも 及び、全国で4番目の高さとなっているわけでございます。

経済格差や地域間格差は、学力に反映していることも否定できない事実です。成績上位の子どもを引き上げるだけではなく、学力競争に加わることができない子どもへの施策こそ大事ではないでしょうか。

これらの実情を鑑みて、点数至上主義の目標、その手法を 改めて検討するおつもりはないのか、改めて教育長の所見を お伺いいたします。

### (教育長)

最後に、学力向上の取組についてでございますが、道教委といたしましては、生まれ育ったところや家庭の所得状況にかかわらず、子ども一人ひとりに社会で自立して生きていくために必要な学力をしっかりと身に付けさせることが重要と考えております。

道教委では、これまで、市町村教委や校長会などの理解を 得ながら、基礎学力保障に関する施策の充実に取り組んでま いりましたが、今後とも、各学校が学校改善プランに基づく 学力向上の取組を効果的に進めることができるよう、地域や 学校の課題に応じたきめ細かな支援をより一層充実させる考 えでございます。